令和８年 11 月９日
区民部国保年金課

練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託にかかる
プロポーザル募集要領

１　目的

本要領は、「練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

(1) 件名　　練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託
(2) 履行期間　契約締結日の翌日から令和 10 年３月 31 日まで
※但し、成績評価を行った結果、優良または良好であると評価された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。
(3) 履行場所　区が指定する場所
(4) 業務内容　仕様書（別紙１）による
(5) 概算経費　23,670 千円（税込）
※見積価格が概算経費を超える提案は無効とする。また、予算編成前の公募のため、実際の経費は変更となる場合がある。

３　参加資格及び欠格事項

３－１　参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が応募できるものとする。

(1) 提案書の提出時において、東京都電子自治体共同運営サービスにおける練馬区での競争入札参加資格を有していること。
(2) 人口規模が練馬区と同等規模の自治体あるいは特別区において、本業務と同様の業務を受注していること。ただし、新型コロナウイルスの影響がある令和３年度の実績は含めないものとする。
(3) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、または、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 の認証を受けていること。加えて、利用するシステムにおいてクラウド環境を使用している場合は ISO/IEC27017 の認証を受けていること。

３－２　欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

(2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年４月１日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。

(3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年８月２日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。

(4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

(5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

４　選定方法

４－１　日程（予定）

募集要領等の公表	令和８年 11 月９日（月）
質問票提出期間	令和８年 11 月９日（月）～11 月 16 日（月）
質問回答日	令和８年 11 月 25 日（水）
参加申込書提出期間	令和８年 11 月９日（月）～11 月 27 日（金）
提案書提出期間	令和８年 11 月９日（月）～12 月 11 日（金）
参加辞退届提出期限	令和８年 12 月 11 日（金）
第一次審査結果発送	令和８年 12 月 25 日（金）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和９年２月１日（月）
第二次審査結果発送	令和９年２月８日（月）

４－２　応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加申込書（様式１）を提出すること。

(1) 提出期間

令和８年 11 月９日（月）から 11 月 27 日（金）の午前９時から午後５時まで

(2) 提出方法

参加申込書（様式１）を、電子メールにより提出すること（郵送は不可とする）。

また、メール表題は「【応募事業者名】プロポーザルの参加申込書の提出につい

て」とすること。なお、参加申込書を受領後、担当より受領確認のメールを送付する。

(3) 送付先

練馬区区民部国保年金課保健事業担当係

メールアドレス　kokuhoka09@city.nerima.tokyo.jp

４－３　質問回答

募集に関する質問は質問票（様式２）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問期間

令和８年11月９日（月）～11月16日（月）

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

質問票（様式２）を、電子メールにより提出すること（郵送は不可とする）。

なお、メール表題は「【応募事業者名】プロポーザルに関する質問について」とすること。

(3) 送付先

練馬区区民部国保年金課保健事業担当係

メールアドレス　kokuhoka09@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和８年11月25日（水）から、区ホームページにて公表する。

４－４　提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり提案書類作成要領（別紙２）を参照の上、以下の内容で提出すること。

(1) 受付期間

令和８年11月９日（月）～12月11日（金）の午前９時から午後５時まで。

ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参すること。　※郵送は不可とする。

(3) 提出場所

練馬区役所本庁舎３階　区民部国保年金課保健事業担当係

電話　　０３－５９８４－４７１３

(4) 提出書類

正本１部、副本５部

①　提出書類一式をＡ４判フラットファイルに縦左２点穴開け綴じにすること。

なお、ファイルの背表紙および表紙には、タイトルと社名（副本には通番）を明記すること。

② 提出書類には、書類No.を記入したインデックスを付けること。

③ 別紙３および別紙４のとおり書類を提出すること。
なお、様式が定められているものは原則様式に記載すること。ただし様式５はこの限りでない（別紙３参照）。

④ 提出書類の最初の頁に、別紙３・別紙４をそれぞれ綴じこむこと。

(5) 提案書等の差し替えおよび再提出
受付期間後の提案書・参加申込書の差し替えおよび再提出は認めない。

(6) 参加の辞退について
参加申込書を提出した応募事業者について、その後の事情により参加を辞退する場合、参加辞退届（様式９）を令和８年 12 月 11 日（金）までに提出すること。

４－５　第一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。

審査結果は、令和８年 12 月 25 日（金）までに書面により発送する。

４－６　第二次審査

第一次審査を通過した者について、令和９年２月１日（月）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は１者あたり 30 分（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、出席者は３名以内とする。

審査結果は令和９年２月８日（月）までに書面により発送する。

４－７　評価項目

評価項目については下表のとおりとする。

(1) 第一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・医療保険者等からの類似業務受託実績
見積価格	・見積価格の妥当性
区内事業者	・区内に本店を有する

その他	・社会貢献、地域貢献、環境配慮、障害者等への配慮、区民雇用の促進

(2) 第二次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・医療保険者等からの類似業務受託実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・危機管理体制
受託への意欲・熱意	・健診受診率向上に向けた意欲的な提案の有無
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性・独創性
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・見積価格の妥当性
区内事業者	・区内に本店を有する
その他	・社会貢献、地域貢献、環境配慮、障害者等への配慮、区民雇用の促進

５　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

６　情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙５）に基づき取扱うものとする。

７　その他事項

(1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
(2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
(3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
(4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
(5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
(6) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
(7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
(8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
(9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

８　問合せ先・担当

練馬区　区民部国保年金課保健事業担当係　山井・名古屋
練馬区豊玉北６－１２－１　練馬区役所本庁舎３階
電話　　０３－５９８４－４７１３
ＦＡＸ　０３－３９９３－３２６０